

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（財政課）

### 一 趣旨

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置目的を変更するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、同基金の設置期間を延長するための改正

### 二 内容

#### (一) 設置目的

「新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに県経済の回復及び活性化を図るための事業」を「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県経済の回復及び活性化を図るための事業」に改める。

#### (二) 設置期間

「令和十年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

### 三 施行期日

公布の日